職業安定分科会（第 228 回）	資料1－1
令和8年 10 月 15 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職1015第1号
令和８年10月15日

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　上野　賢一郎

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

1　産業雇用安定助成金について、令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金を創設し、次に定める事業主に対し助成する特例措置を講ずるものとする。

（1）令和八年熊本地震に際し熊本県内に所在する事業所の事業主のうち、当該地震に伴う経済上の理由により、当該事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であって、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（都道府県労働局長に届け出た出向計画（以下「出向計画」という。）に基づき出向先事業主が行う事業に当該出向した者が従事する事業所における当該従事する期間（以下「出向期間」という。）の初回の出向をした日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働被保険者を除く。）についてイからホまでのいずれにも該当する出向をさせ、当該出向をした者に係る出向の状況及び出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備しているもの（以下「出向元事業主」という。）

イ　出向期間の初日が令和八年十月一日から令和九年九月三十日までの間にある出向であって、当該出向期間が一箇月以上の期間であり、かつ出向をした日から起算して一年を経過する日までの間に終了し、当該出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰するものであること。

ロ　出向期間における通常賃金の額が、おおむねその者の出向前における通常賃金の額に相当する額であること。

ハ　出向の時期、出向の対象となる労働者の範囲その他出向の実施に関する事項について、あらかじめ出向元事業主と当該出向元事業主の当該出向に係る事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによって行われるものであること。

ニ　出向をした者の同意を得たものであること。

ホ　出向計画に基づくものであること。

（2）あらかじめ出向元事業主と出向に関する契約を締結した出向先事業主であって、雇い入れた者に係る出向の状況及び雇い入れた者の賃金についての具体的状況を明らかにする書類を整備しているもの

2　助成額は、令和九年九月三十日までの出向期間における賃金について負担した額の三分の二（中小企業事業主の場合は五分の四）の額（助成額が基本手

当日額の最高額に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とすること。なお、１（２）に定める事業主に対する助成は、同一の出向先事業所（出向先事業主が行う事業に当該出向した者が従事する事業所をいう。）につき一の年度に五百人分を上限とする。

３　その他所要の規定の整理を行う。

４　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の六の規定は、令和八年十月一日以降の出向について適用する。